

## 解答解説

# 2024最終・社福国試対策

刑事司法と福祉 (58～63)、ソーシャルワークの基盤と専門職  
(64～69)、ソーシャルワークの理論と方法 (70～78)

【刑事司法と福祉】

問題 58 近年の非行や犯罪の動向に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 少年による刑法犯の検挙人員は戦後から増加傾向にある。
2. 刑法犯の認知件数は増加傾向にある。
3. 高齢者の刑法犯は、全年齢層と比べて、窃盗の構成比が高い。
4. 令和4年の窃盗の認知件数は前年より減少した。
5. 覚醒剤取締法の検挙人員は増加傾向にある。

問題 58 解説・引用

【正答】3

1. 誤り。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続けており、令和に入ってから戦後最小を更新し続けてきたが、令和4年は前年からわずかに増加し、2万9,897人（前年比0.3%増）であった。（「令和5年版犯罪白書」<https://moj.go.jp/content/001410102/.pdf>参照）
2. 誤り。刑法犯の認知件数は、平成15年より13年連続で減少している。平成27年は戦後最少の109万8969件であった。2003年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けたことに伴っている。（「令和5年版犯罪白書」参照）
3. 正しい。令和4年における高齢者の刑法犯は、全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の構成比が高いが、特に、女性では、約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約7割と顕著に高い。（「令和5年版犯罪白書 第8章 高齢者犯罪」参照）
4. 誤り。窃盗の認知件数は大幅に減少し続けていたが、令和4年は、40万7,911件と、令和3年の38万1,769件より増加した。（「令和5年版犯罪白書」参照）
5. 誤り。覚醒剤取締法の検挙人員は減少傾向にある。令和4年6,289人（前年比-1,681人/-21.1%）と、7年連続で減少し、4年連続で1万人を下回っている。（「令和5年版犯罪白書 第2章 薬物犯罪」参照）

問題 59 保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 労役場からの仮出場に際して、保護観察に付される。
2. 保護観察中に、補導援護に違反すると、不良措置をとられる場合がある。
3. 更生保護の保護観察中に、必要に応じて応急の救護と更生緊急保護が行われる場合がある。
4. 特定の犯罪的傾向を改善するための、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムは法務大臣が定める。
5. 更生緊急保護は、最大2年を超えない範囲内で行われる。

問題 59 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。労役場からの仮出場に際して保護観察に付されることはない。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P16参照）
2. 誤り。保護観察中に、指導監督に違反すると、不良措置をとられる場合がある。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P25参照）
3. 誤り。更生保護の保護観察中に、必要に応じて応急の救護が行われる場合はあるが、更生緊急保護の行われる場合はない。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P27, P43～44参照）
4. 正しい。各プログラムが法務大臣の定める専門的処遇として用意され、特定の犯罪傾向が認められる者について処遇を受けさせて当該傾向を除去する。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P29参照）
5. 誤り。更生緊急保護は、最大1年を超えない範囲内で行われる。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P44参照）

問題 60 更生緊急保護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 更生緊急保護は、原則として1年を超えない範囲内において行うものとされている。
2. 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要なすべてのことを行うものとされている。
3. 更生緊急保護は、地方裁判所の長がその必要があると認めたとときに限り行うものとされている。
4. 更生緊急保護は、対象者からの申出がない場合でも行う必要があるとされている。
5. 更生緊急保護は、保護観察所の長が自ら行い、または更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとされている。

問題 60 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続きまたは保護処分による身体の拘束を解かれた日の翌日を起算日として、原則として6か月を超えない範囲内において行うものとされている。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、さらに6か月を超えない範囲内において、これを行うことが出来るとされている。（更生保護法第85条第4項）
2. 誤り。更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で行うものとされている。（更生保護法第85条第2項）
3. 誤り。更生緊急保護は、保護観察所の長がその必要があると認めたとときに限り行うものとされている。（更生保護法第86条第1項）
4. 誤り。更生緊急保護は、更生保護法第85条第1項各号に掲げる者の申出があった場合において、行うこととされている（更生保護法第86条第1項）。規則第118条第1項においては、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により申出をさせなければならないと規定している。
5. 正しい。更生緊急保護は、保護観察所の長が自ら行い、または更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとされている。（更生保護法第85条第3項）

問題 61 更生保護に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 地域生活定着支援センターによる支援を受けるためには、障害者手帳を申請する必要がある。
2. 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受ける。
3. 保護司は、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動などを行っている。
4. 更生保護事業を営む更生保護施設に保護司は必置となっており、SSTや飲酒、覚せい剤使用の問題を改善するための処遇を行っている。
5. 精神障害者の社会復帰に向けての支援については、保護司と社会復帰調整官が協力して行っている。

問題 61 解説・引用

【正答】2:3

1. 誤り。地域生活定着支援センターの支援を受ける際に、障害者手帳の取得の有無は問わない。地域生活定着支援センターの対象者は高齢（おおむね65歳以上）や障害者であり、刑務所などの矯正施設に入所中から障害者手帳の申請や福祉サービス利用の調整を行うなどの、出所後に必要な支援を行うことで、スムーズな地域生活を行えるようにする機関であり継続的な支援を行っている。（精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉の制度・サービスと生活支援システム 第6版』へるす出版（2020年）P140参照）
2. 正しい。更生保護法第32条より、保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。とされ、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である。
3. 正しい。保護司の業務は保護司法第8条の2で規定されており、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動」「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力」などとなっている。
4. 誤り。更生保護事業を行う更生保護施設に、保護司の設置要件はない。更生保護施設における処遇の基準等に関する規則第27条において「更生保護施設には、実務に当たる幹部職員として、その実務の執行を総括する責任者（以下「施設長」という。）及び被保護者の生活指導を行いその相談に応ずる責任者（以下「補導主任」という。）を置かなければならない。」と規定されている。
5. 誤り。更生保護法における精神障害者の社会復帰の支援については、社会復帰調整官ではなく、保護観察官が民間協力者である保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等とネットワークをつくり対象者の支援を行うほか、それらの機関と連携して犯罪予防に関する活動にかかわっている。なお、社会復帰調整官は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に関する業務等に従事している。（精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉の制度・サービスと生活支援システム 第6版』へるす出版（2020年）P123参照）

問題 62 医療観察法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注)「医療観察法」とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」のことである。

1. 鑑定入院の期間は命令が執行された日から起算して1か月を超えることはできない。
2. 指定入院医療機関の管理者は、入院医療を継続させる必要があるれば、6か月ごとに申立てを行わねばならない。
3. 指定入院医療機関の治療計画はおおむね12か月で退院できるよう医療を提供している。
4. 指定通院医療機関の通院期間は原則2年間とされている。
5. 指定通院医療機関の通院延長は3年以内の延長が認められている。

問題 62 解説・引用

【正答】2

1. 誤り。鑑定期間は、命令が執行された日から起算して2か月を超えることができないとしているが、必要が認められたときは裁判所の決定によって1か月を超えない範囲で期間の延長をすることができる。（『新・精神保健福祉士養成講座⑥精神保健福祉に関する制度とサービス』中央法規出版（2018年）P323、P341又は国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部<https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/mtsa/01.html>参照）
2. 正しい。指定入院医療機関の管理者は、裁判所に対し、本人の入院医療を継続させる必要があると認める場合は、6か月ごとに入院継続の確認の申立てを行わなければならない。他方、入院医療を継続させる必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院許可の申立てを行わなければならない。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P110参照）
3. 誤り。指定入院医療機関は入院当初の治療計画を作成してからおおむね18か月（急性期3か月、回復期9か月、社会復帰期6か月）で退院できるように医療を提供しているが、病状などの評価結果によっては、入院期間が対象者により異なる場合がある。（『新・精神保健福祉士養成講座⑥精神保健福祉に関する制度とサービス』中央法規出版（2018年）P329又は国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部<https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/mtsa/02.html>参照）
4. 誤り。通院期間は、裁判所で通院決定または退院許可決定がなされた日から起算して3年間とされており（医療観察法第44条、第51条第4項）、これを経過すると、期間満了により地域処遇は終了する。（『新・社会福祉士養成講座⑩更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P112参照）
5. 誤り。指定通院医療機関の通院期間は3年間とされており、2年以内の延長が認められているので最長5年間と規定されている。（『新・精神保健福祉士養成講座⑥精神保健福祉に関する制度とサービス』中央法規出版（2018年）P345又は法務省医療観察制度Q&A [https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_hogo11-01.html#04](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo11-01.html#04)「(11) この制度による地域社会における処遇は、どのようにして終了するのですか。」参照）

問題 63 事例を読んで、次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

両親との関係が悪いA少年（17歳、男性）はその憂さをはらすためB少年と飲酒を繰り返し、そのお酒を得るためにB少年と共謀して万引きを繰り返していた。その結果、警察に捕まり家庭裁判所の審判で少年院に入所することになった。そして、今回仮退院が許されて両親の下ではなく更生保護施設に入所することになった。

1. A少年が許された仮退院は家庭裁判所が決定する。
2. A少年の保護観察のことを3号観察と言う。
3. 更生保護施設の多くは社会福祉法人により設置運営されている。
4. 特別遵守事項として「共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと」が付く。
5. 特別遵守事項を変更することはできない。

問題 63 解説・引用

【正答】4

1. 誤り。仮退院の許否等を判断する機関は、地方更生保護委員会である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P17参照）
2. 誤り。3号観察は刑務所からの仮釈放者のことを言い、少年院からの仮退院者の保護観察は2号観察と言う。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P24参照）
3. 誤り。2016年4月現在、更生保護施設は全国に103施設ある。このうち100施設は、更生保護法人により設置運営されている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P68参照）
4. 正しい。A少年はB少年と共謀して万引きを繰り返していたことにより、再非行を防止するために特別遵守事項として「共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと」が付けられる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P280参照）
5. 誤り。特別遵守事項の変更はある。即ち、現在更生保護施設に入所している間は、「更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊をしない」という特別遵守事項が付されるが、更生保護施設を退所すれば、この特別遵守事項は必要でないので取り消される。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P30参照）

## 【ソーシャルワークの基盤と専門職】

問題 64 社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会福祉士は5年ごとに更新のための研修を受けなければならない。
2. 社会福祉士には業務独占の領域はいかなる場合もみられない。
3. 社会福祉士は所属組織の信用を失墜する行為をしてはならない。
4. 社会福祉士は資格取得後には広く世間にその資格の有用性を訴える活動をしなければならない。
5. 社会福祉士にはその職務を辞した後も秘密保持義務が課せられる。

問題 64 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法において、社会福祉士の資格更新に関する規定は定められていない。なお、「認定社会福祉士」においては5年ごとの更新制となっている。（「認定社会福祉士の有効期間と更新時期」[https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/kojin/shinsei\\_koshin/koshinshinsei.html](https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/kojin/shinsei_koshin/koshinshinsei.html)参照）
2. 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法第48条に「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。」と規定されているが、地域包括支援センターへの社会福祉士の原則配置など限定的ではあるものの業務独占の領域も存在している。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P3参照）
3. 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法第45条において「社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」と規定されており、所属組織に対しての行為と規定されているものではない。
4. 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法第47条の2において「資質向上の責務」とは、「社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。」と規定されており、自己研鑽を求める内容である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P2参照）
5. 正しい。社会福祉士及び介護福祉士法第46条において、「社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。」と規定されている。



問題 65 ソーシャルワークの形成過程に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 19世紀後半の社会調査により、貧困は社会構造に生み出されるのではなく、個人の怠惰によってもたらされることが明らかになった。
2. セツルメントの活動を最初に組織的に行ったバーネット (Barnett, S.) は、友愛訪問と呼ばれる個別の訪問活動を展開した。
3. キリスト教青年会 (YMCA) は祈祷会や聖書研究会の活動を行うことを目的に設立され、のちのケースワークの源流の一つとなった。
4. マイルズ (Miles, A.) は、人間の心理的な側面に傾倒しているケースワークに対し、社会環境への視点を取り戻すべきとして、「ケースワークは死んだ」と主張した。
5. 片山潜は、トインビー (Toynbee, A.) から影響を受け、1897年に神田三崎町にキングスレー・ホールを設立した。

問題 65 解説・引用

【正答】 5

1. 誤り。19世紀後半、産業革命後のイギリスでは、都市化に伴う諸問題に直面した。プース (Booth, C.) はこの都市化の問題を明らかにするため、1886年からロンドンの労働者や貧困層の生活実態の調査に取り組んだ。この調査によって、貧困の状態に陥ってしまうのは個人に原因があるのではなく、雇用の不安定性、低賃金など、社会や経済的な要因によるものであることを明らかにした。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P54参照)
2. 誤り。セツルメントの活動を最初に組織的に行ったバーネット (Barnett, S.) は、ロンドンの貧民街に住み込んだ。セツルメント運動とは、知識や財産をもつものがスラム街に入り込み、社会的に弱い立場にある人々たち、生活に困窮している人々やその家族と生活を共にしながら、人間的な接触を通じて地域の社会福祉の向上を図ろうとする事業の展開であり、三つのR、「住み込み (residence)」「調査 (research)」「改良 (reform)」を中心とした活動を行った。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P56参照)
3. 誤り。キリスト教青年会 (YMCA) は祈祷会や聖書研究会の活動を行うことを目的に1844年に設立され、やがて身体活動などもプログラムに取り込んでいった。また、女性の祈祷者組合と看護師チームが合併して1855年にキリスト教女子青年会 (YWCA) が設立され、聖書研究会や宗教集会、さまざまな勉強会、社会活動、職業安定所、そしてクラブ活動などが行われ、のちのグループワークの源流の一つとなった。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P59～60参照)
4. 誤り。マイルズ (Miles, A.) は、人間の心理的な側面に傾倒しているケースワークに対し、社会環境への視点を取り戻すべきとして、「リッチモンドに帰れ」と主張した。「ケースワークは死んだ」という論文を発表して、ケースワークの存在意義を問い直そうとしたのは、パールマン (Perlman, H.) である。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P79～80参照)
5. 正しい。キングスレー・ホールの具体的な事業内容としては幼稚園、職工教育会、青年クラブ、大学普及講演会、渡米協会、日本料理人組合、社会主義協会や都市問題研究会、および日曜礼拝やクリスマス集会があったとされる。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P60参照)

問題 66 相談援助の理念に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 利用者本位とは、利用者の立場に立ち、利用者の意思を最大限尊重することをいう。
2. ノーマライゼーションの理念が具現化してきたのは1850年代のイギリスにおいてといわれている。
3. 社会的包摂において、人々の「つながり」の再構築は重視されない。
4. ケースアドボカシーは、マクロレベルのアドボカシーで、政策、実践、法律などを変えさせるようなはたらきかけに代表される活動のことである。
5. ストレングス・パースペクティブは、クライアントの抱える弱さに着目し、それを強化する。

問題 66 解説・引用

【正答】1

1. 適切。利用者本位という考え方では、援助する側の都合や価値観をもとに援助を行ってはならない。利用者本位の社会福祉サービスが提供されるためには、いくつかの仕組みづくりが必要とされ、現代の日本社会においては権利擁護の仕組み、事業の透明性の確保、サービス内容の第三者評価の仕組みなどが導入されている。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P104～105参照）
2. 適切でない。ノーマライゼーションの理念は1950年代にデンマークで知的障害のある人たちの親の会の活動を通して具現化されてきたとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P131参照）
3. 適切でない。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、現代社会において、その人々の「つながり」の再構築によりすべての人々を孤独や孤立、排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うための社会福祉を表す言葉として用いられる。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P133～134参照）
4. 適切でない。選択肢はクラスアドボカシーの説明である。ケースアドボカシーとはミクロレベルのアドボカシーで、クライアントが公的扶助や福祉保健医療サービスが利用できるように、クライアントの人権を十分に尊重しながら、クライアントとともに得られるようにすることをいう。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P113～114参照）
5. 適切でない。ストレングス・パースペクティブでは、クライアントやクライアントの家族、地域などのストレングスに着目する。クライアントが抱える問題を解決するために、クライアント自身がストレングスを十分に活用できるように支援する。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P127参照）

問題 67 アドボカシーに関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. リーガルアドボカシーとは、クライアントが自らの権利を主張していく活動である。
2. システムアドボカシーとは、1人のクライアントの権利を守る活動である。
3. 市民アドボカシーとは、地方自治体が行うアドボカシーである。
4. コーズアドボカシーとは、同じような状況におかれている人たちの権利を守るための活動である。
5. セルフアドボカシーとは、弁護士などが法的な手段を用いてクライアントの権利を守る活動である。

問題 67 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。選択肢はセルフアドボカシーの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P124参照）
2. 適切でない。選択肢はケースアドボカシーの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P124参照）
3. 適切でない。市民アドボカシーとは、市民と調整役としてのスタッフがクライアントの権利を守る活動である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P124参照）
4. 適切。コーズアドボカシーの機能を果たすためにネットワークを組織し、新しい資源を開発していくこともある。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P124参照）
5. 適切でない。選択肢はリーガルアドボカシーの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P124参照）

問題 68 セツルメント運動に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. セツルメントの3つのRとは、「住み込み (residence)」「調査 (research)」「届ける (reach)」である。
2. セツルメント運動を最初に組織的に行ったのは、アメリカのジェーン・アダムズ (Addams, J.) である。
3. セツルメント運動とは、知識や技術をもつものがスラム街に赴き、間接的な支援をすることである。
4. トインビー・ホールでは、第一に行う事業を社会調査とそれに基づく社会改良の世論喚起とした。
5. ジェーン・アダムズ (Addams, J.) は、ロンドンで見学したトインビー・ホールに影響を受け、1889年にハル・ハウスを設立した。

問題 68 解説・引用

【正答】5

1. 誤り。「届ける (reach)」ではなく、「改良 (reform)」である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
2. 誤り。セツルメント運動を最初に組織的に行ったのは、イギリスのバーネット (Barnett, S.) である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
3. 誤り。セツルメント運動とは、知識や技術をもつものがスラム街に入り込み、人間的な接触を通じて地域の社会福祉の向上を図ることである。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
4. 誤り。トインビー・ホールではクラブや講座などさまざまな形態での労働者、児童の教育を第一の事業とした。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P57参照）
5. 正しい。ジェーン・アダムズ (Addams, J.) は、1888年にロンドンでトインビー・ホールを見学し、1889年にアメリカのシカゴにハル・ハウスを設立した。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P57参照）

問題 69 「ソーシャルワークのグローバル定義」(2014年)について、正しいものを2つ選びなさい。

1. ソーシャルワークは欧米で始まったものであるため、欧米以外の国は当てはまらない。
2. ソーシャルワークは人々やさまざまな構造に働きかけるものである。
3. 多様性の尊重とは、人種の尊重だけを指している。
4. ソーシャルワークは実践であり、学問とはみなされない。
5. 解放とは、搾取の対象や抑圧された状態から解放することである。

問題 69 解説・引用

【正答】2:5

1. 誤り。ソーシャルワークのグローバル定義は「各国および世界の各地域で展開してもよい」とされている。  
(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版(2015年)P24参照)
2. 正しい。ソーシャルワークは人々やさまざまな構造に働きかけるとされている。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版(2015年)P24参照)
3. 誤り。多様性の尊重とは、人種だけでなく、階級、言語、宗教、ジェンダー、障害、文化、性的指向などの多様性が尊重されるべきであるということである。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版(2015年)P29参照)
4. 誤り。ソーシャルワークは、社会福祉の専門職が行う活動のことを指すが、ときとして、ソーシャルワーク専門職やソーシャルワーク実践の基盤となる学問体系のことを指す。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版(2015年)P24参照)
5. 正しい。ソーシャルワーカーは当事者と協働して、人々が不利益な状況から解放されることを支援する。  
(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版(2015年)P28参照)

## 【ソーシャルワークの理論と方法】

問題 70 ソーシャルワークの特性について、システム理論の視点からなされた次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 根拠をもった支援を行うため、ソーシャルワーカー側からみたクライアントの客観的環境を重視する。
2. 個人、集団、家族、地域といった分野を特定した方法論によって実践される。
3. 人と環境を切り離して、それぞれに対して介入する。
4. 環境とは、一方的に人に援助資源を与えるものとして捉える。
5. ソーシャルワーク実践は、人とその環境の境界に立った実践である。

問題 70 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。人と環境を見るとき、援助者側から見た客観的環境という側面だけではなく、その人にとっての環境という主観的側面を把握することが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
2. 適切でない。多様で複雑な生活課題を抱えた人々を支援するため、個人、集団、家族、地域といった分野を特定した方法を統合し、システム理論に基づく全体的、包括的な状況の理解の枠組みが提示されるようになった。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P8参照）
3. 適切でない。システム理論では、人間は絶えずその置かれている環境と交流しているという前提のもと、人とその人を取り巻く環境との交互作用に焦点を当て、環境とのより質の高い調和を目指した適応バランスの実現を目指す。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P9参照）
4. 適切でない。環境を人の暮らしのための資源の蔵としてだけでなく、環境がアフォードする価値的性質によって人一環境のシステムを形成していると捉えるのが大切である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
5. 適切。人の暮らしは、人単独で営まれるのではなく、必ず何らかの環境の中で、しかもその環境と相互作用しつつ、関係の中で相互に影響を与えながら営まれている。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）

問題 71 ソーシャルワークにおけるプランニングに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 受理面接の結果に基づいて、支援計画を立てる。
2. 社会資源の活用を検討した後に、クライアント自身も持っている力を活用することを検討する。
3. 多職種と協働する場合は、支援計画についてチーム全体の合意を得ることが必要である。
4. クライアントのストレングスを活用した支援目標を設定する。
5. 柔軟に対応するために、具体的なサービスの種類は決定しない。

問題 71 解説・引用

【正答】3:4

1. 適切でない。アセスメント結果に基づいて、支援計画を立てる。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P133参照）
2. 適切でない。まず、クライアント自身も持っている能力を活用して何をするかが検討され、次にクライアントも持っている人間関係や家族の能力の活用、それでも不足する場合は社会資源の活用が検討される。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P133参照）
3. 適切。ケース検討会やケースカンファレンスを開催し、情報や方針を共有する。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P134参照）
4. 適切。できないことや問題状況だけが確認されるのではなく、クライアントも持っているストレングスに注目し、その力をどのように活用していくかという視点が重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P125参照）
5. 適切でない。支援目標をもとに、どのような社会資源をどこの機関が提供するかを明らかにする必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P129参照）

問題 72 相談援助における支援の終結に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. クライアントが今後課題を抱える可能性を鑑みて、永続的に支援を継続することが望ましい。
2. 相談援助が終結した場合、福祉関連のサービスも終了する。
3. クライアントから支援を中断した場合は、いかなる場合においても支援は終結とみなす。
4. 支援の終結に対してクライアントが悲しみを感じる場合は、支援を継続する。
5. 支援の終結段階では、クライアントとソーシャルワーカーとが支援過程を振り返り、評価する。

問題 72 解説・引用

【正答】5

1. 適切でない。当初の課題が解決されたり、課題は残されていてもクライアント自身で解決できることが確認された場合は、支援を終結する。ソーシャルワークが目指すのは、クライアントとの保護的・依存的関係の助長ではなく、クライアントの自立生活の支援である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P146参照）
2. 適切でない。相談過程の終了とサービスの終了とは異なる場合がある。問題について一定の解決に至り、相談過程は終了となったが、日常生活に必要なサービス利用は継続するということもある。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P146参照）
3. 適切でない。クライアントが支援関係を離れ、支援が途中で中断してしまう場合もある。支援が必要な状態であれば、その理由を分析したり支援関係を振り返るなどして、クライアントが支援の必要性を理解できるように働きかけることも必要となる。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P146参照）
4. 適切でない。支援が終結する際に、クライアントはさまざまな感情的な反応（不安、終結に対する怒り、否認、回避、悲しみなど）を示すことがある。終結に向けてクライアントとソーシャルワーカーが共に振り返り、終結に向けた準備・意識化を行うことが必要となる。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P146参照）
5. 適切。クライアントとソーシャルワーカーと共に、支援計画が十分に実施されたか、不都合な点は修正されたかなどについて評価を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P147参照）

問題 73 ソーシャルワークにおけるアセスメントに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. アセスメントの起源は、リッチモンド (Richmond, M. E.) の『社会診断』にある。
2. 支援プロセスの初期段階で実施されて完了する。
3. 十分な情報を収集するために、用意した質問を順番に一つひとつたずねる。
4. 念のために、問題解決に不必要とみなされる情報についても聞き取りを行う。
5. クライアントが現状をどのように考えているのかといったバイオの情報収集は必須である。

問題 73 解説・引用

【正答】1

1. 適切。アセスメントの起源は1917年のリッチモンドの『社会診断』にあり、医学で用いられる「診断」という用語を使いながら、クライアントの理解のフレームワークを社会に求めようとした。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P183参照）
2. 適切でない。アセスメントは、ソーシャルワーク支援プロセスのある一時点で完全に終了する静的なものではなく、支援のプロセスの進行とともに新しい情報が加わり、それらの情報をさらに統合・分析することで継続していく動的なプロセスである。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P183～184参照）
3. 適切でない。アセスメントの面接では、面接で順番に一つひとつ質問を重ねていけばよいというものではなく、クライアントの話の流れに沿いながら、その流れの中で明らかにしていく。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P189参照）
4. 適切でない。ソーシャルワーカーはクライアントのプライバシーに踏み込んで情報を収集することになる。問題解決に不必要な情報を聴く必要はない。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P118参照）
5. 適切でない。クライアントが現状をどのように考え、とらえているのか、今後何をどうしたいと願っているのかというサイコの情報収集は必須である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ 第3版』中央法規出版（2015年）P120参照）



問題 74 相談援助における課題中心アプローチに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. パールマン (Perlman, H. H.) が、心理社会的アプローチと機能的アプローチの折衷アプローチとして構築した。
2. クライアント自身が認識し、自らの努力で解決できる可能性をもった具体的な生活諸課題が対象となる。
3. 短期的な時間の中で、計画的に進めていく。
4. 過去に戻り、問題の原因を探ることによって解決の糸口を見いだす。
5. 回避できない危機に対して早期に介入することが特徴である。

問題 74 解説・引用

【正答】2:3

1. 適切でない。選択肢は問題解決アプローチの説明である。課題中心アプローチは、リード (Reid, W. J.) とエプスタイン (Epstein, L.) によって理論構築された。これまでの心理社会的アプローチや問題解決アプローチ、行動変容アプローチから影響を受けている。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P159参照）
2. 適切。その点から、重度の障害を抱えているクライアントやインボランタリーなクライアントへの適用には留意が必要である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P160参照）
3. 適切。課題解決アプローチでは、契約を取りかわし、共通理解の中で課題を設定し、援助を計画的に実行していく。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P159参照）
4. 適切でない。課題中心アプローチでは、” here and now” に焦点をおいた具体的問題を扱う。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P160参照）
5. 適切でない。危機介入アプローチでは、危機を抱えている人に対して早期に介入する。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P163参照）

問題 75 ソーシャルワークの記録に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 記録の形式を統一するために、1人のクライアントに関する記録は1人のソーシャルワーカーが記録する。
2. クライアントから記録の開示の要求があった場合は、いかなる場合においても、クライアントに記録を開示する。
3. クライアントの氏名、住所、家族構成、病名・障害名などの基本情報を記入するために、モニタリング記録書を用いる。
4. クライアントを取り巻く環境をアセスメントするために、クライアントと環境の関係性を図式化するエコマップを作成する。
5. 会話すべてをそのまま記録する逐語録は、様子を詳しく知ることが出来るため、日常の支援活動の記録に適している。

問題 75 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。記録作成者は、単数の場合と複数の場合がある。特に、チーム体制をとっている援助では、複数の専門家が協働して作成する。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P284参照）
2. 適切でない。社会福祉士の倫理綱領（2020）では、「9. 記録の開示 社会福祉士は、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。」と述べられている。
3. 適切でない。基本情報はフェイスシートに記入する。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P278参照）
4. 適切。エコマップは、問題取り組みの為クライアントとの面接でも活用でき、クライアントを取り巻く環境のアセスメントに適している。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P281参照）
5. 適切でない。逐語的に記録する方法は、作成に膨大な時間と労力がかかるため、日常の支援活動の記録には適していない。新人教育やスーパービジョン、研究のツールとして有効である。（『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法 I 第3版』中央法規出版（2015年）P281参照）

問題 76 グループワークに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. メンバー同士の中に形成される相互作用関係を活用する。
2. グループワークの源流は、セツルメント運動や青少年団体活動にある。
3. 最終的な目的は、プログラム活動を成功させることである。
4. メンバーが主体的に活動できるように、制限を設けない。
5. メンバー同士に葛藤が起こらないように留意する。

問題 76 解説・引用

【正答】1:2

1. 適切。グループワークを行う際に活用できる援助媒体には、ワーカーとクライアントとの間に結ばれるソーシャルワーク関係、メンバー同士の中に形成される相互作用関係、グループ過程の中で展開されるプログラム活動、ワーカーが活用できる社会資源がある。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P63参照）
2. 適切。イギリスでは18世紀後半から19世紀にかけて産業革命がおこるが、その後に発展した資本主義社会の中で、貧困や犯罪などの社会問題が発生した。これらの問題への対応として実施されたセツルメント運動や青少年団体活動はグループワークの源流として挙げられる。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P60参照）
3. 適切でない。プログラム活動とは、グループがそのグループの目標達成のために展開していく全過程のことである。プログラム活動は目標達成に効果的な仲間関係づくりの原動力となり、メンバーの可能性を引き出すものでなければならない。あくまでも、プログラム活動そのものがグループワークの目的ではなく、目標達成の手段である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P64参照）
4. 適切でない。ワーカーは、全てのメンバーを人間として尊重し、それぞれの個性を發揮してもらうため、さらには、グループとしての成長や発展をもたらすために、専門的は判断に基づいてグループ過程に、目標に向かう方向性からずれないように状況に応じて注意し合うなどして、一定の制約を加える。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
5. 適切でない。グループ活動にはつまずきやいきづまりがつきものである。ワーカーは、メンバー間の葛藤を回避するのではなく、メンバー同士の協力によって解決したり、緩和していくようにする。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）

問題 77 ソーシャルワークにおけるスーパービジョンに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. スーパーバイザーがスーパーバイジーの代わりにアセスメントを行うことによって、スーパーバイジーの成長を促す。
2. 職場の上司でないスーパーバイザーは、教育的機能を担えない。
3. 適切なスーパービジョンを行うことにより、バーンアウトを引き起こすことができる。
4. スーパービジョンが適切に実施されることにより、組織の理念や方針に沿って、できる限り質の良いサービスを提供することができる。
5. パラレルプロセスを保つことにより、スーパービジョンとクライアントの支援過程を揃えることができる。

問題 77 解説・引用

【正答】4

1. 適切でない。スーパービジョンは、ソーシャルワーカーが適切に業務を遂行し、専門職として成長するのを支える方法・プロセスである。スーパーバイザーはサービスを提供するスーパーバイジーにはたらきかけることでサービスの質の間接的に影響を及ぼす。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P201参照）
2. 適切でない。職場の上司でないスーパーバイザーは、原則として管理的機能を担えない。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P204参照）
3. 適切でない。バーンアウトとは燃え尽き症候群と呼ばれ、過度なストレスがある中であまり評価されずに働き続けるうちに、心身ともに極度に疲労し、情緒的消耗感、脱人格化、個人的達成感の低下が起こることである。スーパービジョンは、ソーシャルワーカーが適切に職務を遂行できるよう環境を調整し、実務面および心理面から支えることで、バーンアウトを予防することが期待される。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P203参照）
4. 適切。適切なスーパービジョンによって、スタッフの養成・専門性の向上と組織の機能の維持・向上といった二つの目的が達成される。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P202参照）
5. 適切でない。パラレルプロセスとは、ソーシャルワーカーとクライアントの関係と、スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係との間によく似た状況が起こりやすいことである。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P207参照）

問題 78 エンパワメントアプローチに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. クライアント自らが、おかれている否定的な抑圧状況を認識し、潜在能力に気付き、その能力を高め、抱える問題・課題に対処していくことと、抑圧状況をつくりだしている構造要因を変革することに焦点が置かれる。
2. 自我に囚われた状態から抜け出すために、他者とのつながりを形成し、疎外から解放されることに焦点を当てる。
3. 認知のゆがみを是正し、現実的かつ多様な認知反応を獲得することに焦点を当てる。
4. クライアントが語るこれまでのストーリーを傾聴し、問題の外在化を図り、これまでの出来事に新しい意味を付与して新たなストーリーを描き出していく。
5. クライアントがこれからどうなりたいかのイメージに焦点を当て、問題が解決した状態を実現することによりクライアントの社会的機能を高める。

問題 78 解説・引用

【正答】1

1. 適切。クライアントのパートナーシップを基盤に、カウンセリングや社会生活技能訓練、グループワークや自助グループ活動、アドボカシー活動やオンブズマン活動、コミュニティワークやソーシャルアクションなどの、これまで蓄積されてきた種々の方法を活用する。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P175参照）
2. 適切でない。選択肢は実存主義アプローチの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P186参照）
3. 適切でない。選択肢は認知アプローチの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P175参照）
4. 適切でない。選択肢はナラティブアプローチの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P179参照）
5. 適切でない。選択肢は解決志向アプローチの説明である。（『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ 第3版』中央法規出版（2015年）P190参照）